

事務連絡
令和4年10月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具の取扱いについては、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について（平成28年9月23日保発0923第3号）等により、令和4年11月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、関係者に周知を図るとともに、窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

(問1) リスト収載されていない既製品の基準価格の算出方法について、「当該製品の仕入価格(税抜)を用いること。」とされているが、支給申請された当該既製品の仕入価格(税抜)に疑義が生じた場合、保険者から装具事業者等に仕入価格(税抜)を確認して良いか。

(答) 可能である。

(問2) リスト収載されていない既製品の治療用装具について、支給申請における仕入価格(税抜)の妥当性の判断において、保険者はどのような確認を行うか。

(答) リスト収載されていない既製品の治療用装具に対する仕入価格(税抜)の妥当性については、リスト収載されている既製品の治療用装具から類似品の仕入価格(税抜)を参考とする、他メーカーの類似品の仕入価格(税抜)を参考とする、当該装具の購入指示を行った保険医へ照会を行う等、保険者において支給の適正な水準を確認し、そのうえで支給額を決定する。

(問3) リスト収載されていない既製品の治療用装具について、「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」(平成30年2月9日保発0209第1号)により、事業者が発行し支給申請書に添付する領収書への記載事項を示しているが、必要事項が記載されていない領収書を添付した支給申請書が提出された場合、保険者はどのように対応するのか。

(答) 保険者が行う審査において、領収書に必要事項の記載がされていない理由や内容等を装具事業者等に確認のうえ、必要により被保険者等へ書類の返戻を行うなどの対応を行うこと。

(問4) 患者への採型・採寸、装着(適合)のいずれの過程にも義肢装具士が関与していることが確認できない既製品は、療養費の支給対象とならないのか。

(答) そのとおり。

(問5) リスト収載されていない既製品で仕入価格(税抜)が1,500円以上の場合、療養費として支給する基準の額は、どのように算出するのか。

(答) 既製品の基準価格の算出方法に基づき算出した、A算定式の額とB算定式の額を比較し、低い額を基準価格とする(1円の単位は四捨五入)。

ただし、算出された基準価格が5,000円未満の場合は、下限額の5,000円を適用すること。

そのうえで、算出した基準価格に100分の106を乗じて算出した額(1円未満切り捨て)を療養費として支給する額の基準とする。

(問6) リスト収載されていない既製品で仕入価格(税抜)が1,500円未満の場合、療養費として支給する基準の額は、どのように算出するのか。

(答) 既製品の基準価格の算出方法に基づき算出した、A算定式の額とB算定式の額を比較し、低い額を基準価格とする(1円の単位は四捨五入)。

そのうえで、算出した基準価格に100分の106を乗じて算出した額(1円未満切り捨て)を療養費として支給する額の基準とする。

(問7) 既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法について、「A算定式: オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格(※1)」の基本価格は、「※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表1の購入基準中の「ウ基本価格」」の「採寸」又は「採型」のどちらの額を基本価格とするのか。

(答) オーダーメイドではない既製品の治療用装具に係る基準価格の算出に使用する、購入基準中の「ウ基本価格」は、「採寸」の額を基本価格として使用することを基本とする。

「採型」の額を基本価格として支給申請書が提出された場合、個別の製品及び事例に応じて、保険者の審査において、「採型」の額を基本価格とした理由や内容等を装具事業者等に確認したうえで、支給の可否や支給の適正な水準の支給額を判断、決定する。